

(平成24年8月1日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

福井国民年金 事案 301

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月から7年2月までの期間及び7年3月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和47年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成6年2月から7年2月まで
② 平成7年3月から8年3月まで

申立期間①当時、私は、A（国名）に留学しており、国民年金保険料を納付する義務は無いと聞いていたが、将来の年金受給額が減ると知り、帰国後の在学中に当該期間の保険料を一括納付したはずである。

また、申立期間②の保険料については、大学の近くにあった金融機関又は郵便局で毎月納付していた。

納付したはずの国民年金保険料の記録が無いことに納得ができないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、Aに留学していた期間であり、当該期間の保険料は、帰国後に一括納付したと主張している。

しかしながら、海外在住期間は、国民年金への加入が任意であり、帰国後に遡って被保険者資格を取得することはできず、申立人が、申立期間の保険料を納付するには、海外転出により被保険者資格を喪失した平成6年2月中に、国民年金の任意加入手続を行うことが必要であるが、申立人からは海外への転出手続の際に、当該加入手続を行ったとの主張は無い上、海外留学中は加入を免除されると聞いていたと供述していることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は、保険料を納付できなかったものと考えられる。

申立期間②について、申立人は、大学近くの金融機関等で毎月納付をし

ていたと主張しているところ、i) 申立人が所持する年金手帳を見ると、国民年金加入時の住所地及び平成8年4月以降の住所地は記載されているものの、申立期間②当時の住所地が記載されていないこと、ii) 申立人は、国民年金の加入手続を行ったのは20歳到達時のみであると供述していること、iii) 申立人は、Aから転入した平成7年3月9日付けで被保険者資格を再取得しており、オンライン記録において、当該取得事由が「適用漏れ」と記録されていることについて、日本年金機構B事務センターは、「海外から転入した際に加入手続が行われれば、「海外からの転入」と記録されるところであるが、帰国後の加入手続が遅れたために「適用漏れ」と記録された可能性がある。」旨を回答していることを踏まえると、申立人の上記被保険者資格の再取得は、申立人が8年4月にC町に転入した後に、職権適用されたものと推認され、申立期間②当時に居住していたB市において、申立人は、国民年金の被保険者として管理されておらず、当該期間の納付書は申立人に送付されなかったものと考えられる。

また、申立期間②当時の納付書は、コンピュータで作成され、光学式文字読取機(OCR)により、納付記録が入力されるところ、申立人が金融機関等で毎月納付したとする申立期間(13か月)の保険料納付記録が全て漏れることは考え難い。

さらに、申立人に係るD市及びE市に係る国民年金被保険者名簿において、申立期間の保険料が納付された記録は無く、このことはオンライン記録とも一致している。

加えて、申立人は、申立期間①の保険料が一括納付できないのであれば、一括納付したのは申立期間②の保険料かもしれないとも主張しているが、申立人には、平成10年2月5日に過年度保険料に係る納付書が発行されていることがオンライン記録により確認でき、この時点において、少なくとも、申立期間②のうち過年度納付が可能な8年1月から同年3月までについては、保険料の未納期間として記録管理されていたものと考えられ、申立人の主張と符合しない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを見示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

なお、申立人が所持する年金手帳の国民年金に係る記録欄を見ると、被保険者となった日「平成4年10月30日」、被保険者でなくなった日「平成8年4月1日」と記載されており、申立期間①及び②を含む当該期間において、申立人の被保険者資格が継続した記載となっているものの、申立人

については、平成6年8月26日に同年2月24日付けの資格喪失を事由とする同年2月保険料の過誤納決議が行われ、その後、申立人の預金口座に還付されていることがオンライン記録により確認でき、申立人の国民年金被保険者資格が上記期間において継続していたものとは考え難く、申立人の年金手帳の記載内容に不備がうかがえるものの当該記載をもって申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料とは認められない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。